

愛西市総合斎苑

指定管理者募集要項

令和7年7月

愛西市 市民協働部 環境課

# 愛西市総合斎苑指定管理者募集要項

## 1 募集の趣旨

愛西市総合斎苑の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の候補者を募集します。

## 2 施設の概要等

### (1) 施設の概要

① 名 称	愛西市総合斎苑	
② 所在地	愛知県愛西市西保町寄之内2番地1	
③ 施設概要	敷地面積	20,940.70 m <sup>2</sup>
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積	1階 3,353.51 m <sup>2</sup> 2階 480.26 m <sup>2</sup>
④ 主要施設	火葬棟	火葬炉 人体炉4基、動物炉1基 告別ホール2室、収骨室2室、霊安室1室
	式場棟	槇の間(150人収容)1室、蓮の間(100人収容)1室 遺族控室2室、宗教関係者控室2室
	待合棟	待合ホール、待合室4室
	その他	事務室、会議室
	駐車場	自家用車198台、バス6台、身体障がい者用3台

### (2) 施設利用実績

年 度	火 葬			式 場 (二室 計)	霊安室
	人体(*1)	肢体・死胎	動物(*2)		
令和4年度	875件	9件	493件 (14件)	219件	1件
令和5年度	864件	15件	553件 (20件)	194件	1件
令和6年度	908件	5件	468件 (18件)	192件	0件

(\*1) 市内・市外を合わせた件数

(\*2) 動物のうち( )の数値は「公用」受入れの内数。

## 3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- (2) 利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の平等利用が確保されること。

- (4) 個人情報の適切な保護が図られていること。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (7) 管理に関する業務を一括して委託しないこと。
- (8) 地方自治体の設置する公の施設を運営するという自覚を常にもって、市の信用を棄損、失墜させる行為をしないよう十分な注意を払って業務を遂行し、行動すること。

#### 4 施設の管理基準

##### (1) 休業日及び使用時間等

① 休業日	火葬棟	1月1日及び友引の日
	式場棟	(告別式) 1月1日及び友引の日 (通夜) 1月1日、12月31日及び友引の日の前日
② 使用時間等	式場の使用	(告別式のみ) 9時00分から16時00分まで (通夜及び告別式) 16時00分から翌日16時00分まで
	火葬受入れ	9時00分から15時30分まで
	待合室使用	9時00分から17時00分まで
	愛玩動物の火葬受入れ	9時00分から16時00分まで

##### (2) 関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、愛西市総合斎苑に係る法令等を遵守してください。

特に下記の法令等に留意してください。

①地方自治法、②墓地、埋葬等に関する法律、③消防法、④建築基準法、⑤愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例及び規則、⑥愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、⑦愛西市個人情報保護条例、⑧愛西市情報公開条例 等

##### (3) 使用許可の基準

愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例及び規則に基づき、公平公正に使用許可を行ってください。

##### (4) 個人情報の保護

指定管理者は愛西市個人情報保護条例に基づき、「個人情報保護マニュアル」を作成し、個人情報の適正な管理を行ってください。

##### (5) 情報セキュリティの確保

指定管理者は、業務の処理に当たって、「愛西市情報セキュリティポリシー」の本旨に従い、情報資産（個人情報を含む。）を適正に取り扱ってください。

##### (6) 労働者等の適正な労働条件の担保

指定管理者は、直接雇用する労働者又は委託する第三者に対しての労働報酬等の労働条件について、愛西市公契約に関する指針を遵守し、適正な労働条件を担保してください。

## (7) 情報公開

指定管理者は、愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条及び第13条の規定に基づき、愛西市情報公開条例に基づく施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めてください。

## (8) 行政手續条例の適用について

指定管理者は、愛西市行政手續条例の適用を受けますので、施設の利用申請を受けた場合には審査及び応答義務が生じ、申請を拒否する場合には理由の提示が必要となります。また、一度行った許可を取り消す場合は不利益処分として聴聞を行い、その理由を提示しなければなりません。

## 5 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとします。詳細は、「別紙 管理業務仕様書」を参照してください。なお、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、その他施設運営業務については、市の承諾を得て専門の事業者へ委託できるものとします。

### (1) 火葬に関する業務

[受付業務(予約システム運用を含む。)、火葬許可証受理確認・証明書発行業務、炉前業務及び火葬業務、収骨業務、待合室業務、残骨灰処理業務、火葬炉設備の管理・保守点検業務(台車等含む)、動物受入・火葬業務]

### (2) 斎苑の使用の許可に関する業務

[施設・使用許可業務]

### (3) 斎苑の施設及び設備の維持管理に関する業務

[維持管理に関する報告業務(空調設備保守業務、電気設備保守業務、自動制御設備保守業務、給水設備保守業務、浄化槽保守業務、消防用設備保守業務、建築設備保守業務、ミスト設備保守業務、害虫生息調査・防除業務)、植栽管理業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理業務、その他斎苑敷地及び駐車場内維持管理業務]

### (4) 使用料の徴収に関する業務

[火葬・式場貸出業務等に伴う使用料徴収業務]

### (5) その他施設運営業務

[式場貸出業務、葬儀用祭壇貸出業務、大規模災害対応業務、記録業務、定期報告業務、庶務業務]

※ 当施設は愛西市地域防災計画に基づく、大規模災害時の遺体安置所(検視検案を含む。)候補地に指定されているため、留意してください。

## 6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定の取り消しや業務の停止を行うことがあります。

## 7 指定管理に係る経費

### (1) 指定管理料の額

① 指定管理料の上限

管理に係る経費（指定管理料）は、申請書に添付した収支予算書（指定管理料見積書）がそのまま採用されるのではなく、会計年度毎に市と指定管理者の協議に基づき決定します。

また、管理に係る経費（指定管理料）は単年度協定の中で締結しますが、火葬炉の燃料(灯油)、電気料及び水道料は実費精算とします(指定管理料見積の中に精算分は入れない。 )。

指定管理料の上限：総額 240, 325 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

② 指定管理料の精算

指定管理料は精算しません。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、分割で支払うものとします。なお、支払時期やその方法等は、協定書で定めるものとします。

(3) 管理口座

当該施設の運営管理に関する現金出納は、団体自体の銀行口座とは別の口座で管理してください。

(4) 使用料等の収入

① 使用料等収入

使用料等の収入は、市の収入とします。

斎苑施設使用許可に関わる使用料等は、地方自治法施行令第158条第1項及び愛西市予算決算会計規則第54条の規定に基づき、指定管理者が徴収、集計、納入を行ってください。

② 自動販売機による収入

愛西市公有財産規則に基づき貸付けを行っている施設内の自動販売機設置に関する貸付料についても市の収入とします。

③ 諸証明発行に係る手数料の収入

愛西市手数料条例第3条別表に基づく諸証明の発行（火葬許可証に代わる証明書、分骨証明書）に係る手数料は、①と同様に指定管理者が徴収、納入を行ってください。

## 8 応募資格

火葬業務を中心とした斎苑の管理運営を円滑に遂行できる能力を有し、安定的かつ健全な財務能力を備えている法人その他の団体（以下「団体等」という。）が応募できます。個人での応募はできません。

また、複数の団体等がグループを構成して応募する場合は、あらかじめグループ結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うものとします。ただし、単独で応募した団体等は、グループ応募の構成団体となることはできません。

### ■ 応募資格

応募資格は次の要件を満たすものとし、指定管理業務開始前及び開始後において資格を執行又は取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 愛知県内に本社又は支社、若しくは営業所等を有する団体等であること。

- (2) 火葬場施設を指定管理者、若しくはその構成員として管理運営した実績のあること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 愛西市から指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生の手続きを行っていないこと。
- (7) 暴力団員又はその構成員の統制の下にないこと。
- (8) 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼職禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業の禁止）及び第 180 条の 5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当しないこと。

## 9 応募書類

応募にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

### (1) 応募様式

- ① 指定管理者指定申請書（愛西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（様式第 1 号））
- ② 共同事業体協定書（様式 2）
- ③ 団体等の概要（様式 3）
- ④ 宣誓書（様式 4）
- ⑤ 事業計画書（様式 5）
- ⑥ 事業収支計画（様式 6）各年度ごとに作成
- ⑦ 説明会参加申込書（様式 7）
- ⑧ 質問書（様式 8）
- ⑨ 辞退届（様式 9）

### (2) 添付書類

- ① 応募資格を有していることを証明する書類
  - (ア) 法人の登記事項証明書及び定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
  - (イ) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がない証明書を添付）
  - (ウ) 代表者の印鑑登録証明書
  - (エ) 役員名簿
  - (オ) 自治体等の指定管理包括協定書等（写）
- ② 団体等の状況を証明する書類  
財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類するもの。新規設立の場合は財産目録。過去 3 年間分。
- ③ 各種マニュアル
  - (ア) 個人情報保護マニュアル
  - (イ) 危機管理マニュアル
  - (ウ) 現金取扱マニュアル

(3) 提出部数

10部(原本1部、コピー9部)

(A4版ファイルに綴じこんで提出ください。)

## 10 応募方法等

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

① 募集要項の配布

配布期間：令和7年7月15日(火)～7月31日(木)

(土・日曜、祝日を除く)

配布場所：愛西市役所 環境課窓口(北館1階7番)

配布時間：8時30分～17時15分

なお、募集要項は愛西市ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.city.aisai.lg.jp/>

② 説明会の開催

開催日時：令和7年8月8日(金)14時00分から

開催場所：愛西市総合斎苑(愛西市西保町寄之内2番地1)

参加申込：説明会参加申込書(様式7)により、7月31日(木)17時15分までに愛西市役所 環境課まで提出してください。

参加人数：各団体2名以内

③ 設計図書の閲覧

設計図書については、申請書の提出締切日までの間、愛西市役所 環境課窓口において閲覧することができます。なお、閲覧を希望する場合は、事前に連絡してください。

閲覧時間は、9時00分から17時00分までとします。(閉庁日は除く。)

④ 質問の受付

受付期間：令和7年8月8日(金)～8月18日(月)

受付時間：8時30分～17時15分

提出方法：質問書(様式8)に記入の上、Eメール又はFAXにて愛西市役所 環境課へ送信してください。

Eメール [kankyo@city.aisai.lg.jp](mailto:kankyo@city.aisai.lg.jp)

FAX 0567-26-5515

※質問事項と回答をとりまとめ、説明会に参加された団体等及び申請書を提出された団体等のすべてに8月28日(木)までにEメール又はFAXにより回答します。

⑤ 申請書の受付

申請受付期間：令和7年7月15日(火)～8月29日(金)

(土・日曜、祝日を除く)

申請書提出先：愛西市役所 環境課窓口(北館1階7番)

受付時間：8時30分～17時15分

提出方法：持参による(郵送不可)

(2) 審査方法

指定管理者選定委員会により、提出された申請書類の書類審査とプレゼンテーションを行います。なお、プレゼンテーションの日時及び場所などの詳細は後日別途お知らせ

します。

### (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すみやかに申請者全員に通知します。グループでの申請の場合は、その代表団体宛に通知します。その後、管理にかかる詳細な協議を開始します。

なお、選定結果については、愛西市ホームページにより公表します。

### (4) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和7年12月議会の議決後、指定管理者として正式に指定し、その後協定の締結を行います。

### (5) 申請書類の情報公開

申請書類はお返しできません。また、提出された書類は必要に応じ複写します。使用は、愛西市庁内及び選定委員会での検討に限ります。

なお、提出された書類は、情報公開の請求により愛西市情報公開条例に基づき開示することがあります。

## 11 指定管理者の審査・選定の方法

### (1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「愛西市総合斎苑指定管理者選定委員会」において、団体等から提出された申請書類を総合的に審査し、指定管理者の候補者として選定します。

この場合、審査結果により第1位の者を指定管理者の優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者とします。(選定委員会は、非公開とします。)

審査にあたってはプレゼンテーションを実施します。

### (2) 選定の審査基準

① 選定委員会は、「愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」に定める以下の基準を基本として、公正かつ適正に審査し選定するものとします。

- 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- 指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

② 総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、評価の合計点数が満点の60%に満たない場合は、適格者なしとする場合もあります。

③ 具体的な選定の審査基準及び評価項目等は次のとおりです。

(次頁へ)

■ 選定の審査基準・評価項目・配点

選定基準・評価項目	配点
○ 施設の利用に関し不当な差別的取扱いを行うおそれがないこと (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	20
・市民の平等な利用や公平性の確保が図られる内容となっているか。	5
・個人情報の適正な保護のための具体的な方策等を講じているか。	5
・トラブル防止のための具体的な方策等を講じているか。 (遺族関係者に、残骨の取扱いについて十分に配慮した説明等)	5
・利用者の要望、苦情へ対応するための具体的な方策等を講じているか。	5
○ 施設の設置目的に照らし、効率的かつ効果的な管理が図られていること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	50
・施設の設置目的や経過を理解し、近隣地域等と良好な関係維持への配慮がなされた内容となっているか。	5
・利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等を講じているか。	5
・セルフモニタリングの具体的な方法を定めているか。	5
・働き方改革や女性活躍推進を進めるための具体的な方策を講じているか。	5
・葬祭事業者との連携及び本市における葬儀の地域性を理解しているか。	5
・事前に想定されているリスクを把握し、それに備えたリスク管理及び災害並びに悪天候等緊急時における業務継続に向けた対応策を講じているか。	5
・収支計画は事業計画との整合性が図られており、実現の可能性はあるか。	5
・管理経費縮減のための具体的な方策・工夫がされているか。	5
・「指定管理料」について、安定的な管理とサービスの質の確保を前提として、指定管理料が縮減できているか。(※)	5
・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策等を講じているか。	5
○ 施設の管理を的確に遂行するに足る人的構成及び経営基盤を有していること (指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	30
・火葬業務のみならず、火葬場施設を指定管理者、若くはその構成員として管理運営した経験と実績は十分に有しているか。	5
・火葬需要の増加を踏まえた事業経営の計画性となっているか。	5
・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5
・職員構成(職員配置)、職員の保有する資格等が妥当なものか。	5
・職員の指揮監督・管理体制が妥当なものとなっているか。	5
・人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5
合計点数	100点

(※) 「指定管理料」配点の判断基準

5点	大変良い	提案額が限度額の7.7%以上削減
4点	良い	提案額が限度額の5.1%～7.6%削減
3点	中間点	提案額が限度額の2.6%～5.0%削減
2点	やや劣る	提案額が限度額の1.3%～2.5%削減
1点	劣る	提案額が限度額の0.1%～1.2%削減
0点		提案額が限度額の0%削減

## 12 協定の締結

### (1) 仮協定の締結

指定管理者の候補者が決定した後、速やかに市と指定管理者間において仮協定を締結します。なお、仮協定は後述の包括協定の内容とします。

### (2) 包括協定の締結

指定管理者の指定の議案が議会において可決された後、「包括協定」を締結します。

### (3) 単年度協定の締結

単年度ごとの事業実施にかかる事項を定める「単年度協定」を締結します。

なお、協定の発効は令和8年4月1日とします。

## ■ 協定書の主な内容

### <包括協定>

指定期間全体に渡る基本的な事項を定めるもの。

- ・指定期間及び毎年度共通の事業計画に関する事。
- ・管理の基準（供用時間、管理時間等）
- ・業務の範囲に関する事。
- ・事業報告に関する事。
- ・リスク管理及び責任分担に関する事。
- ・情報公開及び個人情報保護に関する事。

### <単年度協定>

毎年度の事業内容や管理経費などを定めるもの。

- ・当該年度の事業内容に関する事。
- ・当該年度の管理経費と支払方法等に関する事。
- ・労働環境の確認に関する取り扱いに関する事。

### (4) 責任分担の考え方

責任分担の詳細は、協定を締結する際に定めることとしますが、市の基本的な考え方は、次のとおりです。

(次頁へ)

	責任の内容	責任の分担
法令等による変更	直接管理運営に関するもの	市
	上記以外のもの	指定管理者
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して決める
利用者、周辺住民等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して決める
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕	市（要協議）
	施設等の小破修繕（1件あたり50万円以下のもの）	指定管理者
保険の加入	火災保険	市
	利用者等に係る損害賠償保険（施設賠償保険）	指定管理者

※本表に定めのない場合又は疑義がある場合は、双方協議の上決定します。

### 13 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、関連法規を遵守しなければなりません。
- (2) 指定管理者の指定後、協定発効までの期間において、必要書類の作成、各種印刷物作成、事務引継ぎ、各業務の習得を行っていただきます。  
なお、この間の費用についてはすべて指定管理者の負担とします。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができます。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。  
なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく斎苑の業務遂行ができるよう引継ぎを行うものとします。
- (4) 災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。  
なお、一定期間内に協議が整わないときは、協定を解除できるものとします。その際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく斎苑の業務遂行ができるよう引継ぎを行うものとします。
- (5) 施設の管理運営上の瑕疵に原因があつて事故が発生した場合等に対応するため、指定管理者にはリスクに応じた保険等に加入してください。

- (6) 議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。また、この間における斎苑の管理運営の準備のために支出した費用については、市としては一切補償いたしません。
- (7) 議会の議決が得られなかった場合及び否決をされた場合においても、斎苑の管理運営の準備のために支出した費用については、市としては一切補償いたしません。
- (8) 市は、指定管理者が指示に従わないとき、又はその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し又は一定期間の管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。
- (9) 指定管理者従業員が使用する駐車場については、1 区画月額 1,000 円を協力金として納めていただきます。
- (10) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は協議のうえ決定するものとします。

## 14 問い合わせ先

愛西市役所 市民協働部 環境課

住 所 〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

電 話 0567-26-8111 (内線 192)

0567-55-7114 (ダイヤルイン)

F A X 0567-26-5515

E-m a i l kankyo@city.aisai.lg.jp